

入 札 説 明 書

宮崎県が行う複写サービスに係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記 1 4 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 8 年 8 月 2 6 日

2 競争入札に付する事項

- (1) 物品及び数量 複写サービス（4 台一式）
- (2) 物品の特質等 入札説明書のとおり
- (3) 契約期間 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 3 年 9 月 3 0 日 まで（6 0 か月）
- (4) 納入期限 令和 8 年 9 月 3 0 日
- (5) 納入場所 教育政策課、財務複利課、文化材課、
人権同和教育・生徒指導課（各 1 台）

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 1 7 年宮崎県条例第 8 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による 契約であり、県は、上記 2 の（3）の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合
 - ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、（1）の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、営業種目が賃貸業務、種目が事務機器であること。
- (2) 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。
- (3) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 入札説明書に定める入札参加資格確認申請書を提出し、参加資格の確認を受けた者であること。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁教育政策課総務・委員会担当
宮崎市橘通東1の9の10
- (2) 期間 令和8年8月26日から令和8年9月4日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁教育政策課総務・委員会担当
宮崎市橘通東1の9の10
- (2) 期間 令和8年8月26日から令和8年9月4日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札説明会

入札説明会は、実施しない。ただし、本件入札に関する質問については次により提出するものとする。

- (1) 質問
 - ア 提出期限 令和8年9月4日 午後5時まで
 - イ 提出方法 電子メールで提出すること。
教育政策課代表アドレス：kyoikuseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

- (2) 回答
質問に関する回答は、次のとおり行う。

- ア 回答方法
個別に電子メールで回答する。

なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、電子メール又はホームページで通知する。

- イ その他
提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、回答しない。

8 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(別紙様式1)を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 提出場所 教育庁教育政策課総務・委員会担当
- (2) 提出期限 令和8年9月4日 午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知 令和8年9月10日までに書面により通知する。

9 入札と開札

- (1) 入札場所及び日時

場所 県庁4号館6階 会議室A

宮崎市橘通東1の9の10

日時 令和8年9月15日 午後3時30分

- (2) 入札に参加するものは、入札書(別紙様式2)を持参により提出しなければならない。

電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

- (3) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙様式3)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (4) 入札書の入札金額は、複写機4台分の本体価格のほか輸送費、保険料、据付け費等の一切の経費を含めた総額(60月分)を記載すること。
- (5) 入札書の月間基本複写サービス料金は、複写機4台分に係る4万2千枚分の複写サービス料金月額と総額(60月分)を記載すること。
- (6) 入札書の複写サービス料は、複写機4台分の1か月間の複写枚数合計から、テスト・ミスコピー枚数と月間基本複写サービス料金の枚数を控除した枚数の1枚あたりの単価、月額及び総額(60月分)を記載すること。
- (7) 落札決定にあたっては、入札書に記載した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載しなければならない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

- (10) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (11) 開札には入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

10 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度の入札の回数は、1回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書きで「再」と記載すること。
- (4) 再度の入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 再度入札に立ち会わない者がいる場合は、辞退したものとみなす。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2箇年度の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき（過去2箇年度の実績に関しては、本件入札の落札者に提出を求める）。

12 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁教育政策課 総務・委員会担当

〒880-8502 宮崎市橘通東1の9の10

電話番号 0985-26-7233

15 その他

入札者は、入札後、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。